

事務連絡
令和5年2月10日

関係団体 各位

中国運輸局交通政策部バリアフリー推進課

交通バリアフリー教室への協力について（周知依頼）

平素は、バリアフリー化の推進にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年5月に改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において「心のバリアフリー」の推進を図るため、市町村が策定する基本構想に位置付ける事業として、新たに「教育啓発特定事業」が創設されました。

これを受けて、令和4年6月22日に「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」が作成・公表され、各市町村において、継続的かつ計画的に関係者と連携しながら事業を実施することが望まれているところです。

ガイドラインにはバリアフリー教室、まち歩き点検、シンポジウム・セミナー、適正利用の広報啓発、4つの取組についてそれぞれ実施マニュアルが定められています。

このたび当局において、上記ガイドラインを補完するものとして、バス等を利用した「交通バリアフリー教室実施マニュアル」及び、中国運輸局管内の取組をまとめた「心のバリアフリー取組事例集」を作成し、管内市町村あてに周知しました。

貴団体におかれましても、所属会員に対し、引き続き従業員の教育等に取り組みれるとともに、可能な限り市町村の実施するバリアフリー教室等にご協力いただきたい旨、周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【中国運輸局ホームページ（交通バリアフリー）】

「心のバリアフリー取組事例集」は随時、開催実績を加えアップデートしてまいります。

URL：http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_01179.html

【参考：教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン】

国土交通省の以下のページにて公表しています。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000283.html

＜問い合わせ先＞中国運輸局交通政策部バリアフリー推進課
担当者（迫川、村田）

TEL：082-228-3499

FAX：082-228-3629

E-mail：cgt-sho-gyo@ki.mlit.go.jp